



## 職員（船舶事故調査官等）の募集について

令和5年4月25日  
(令和5年5月2日一部修正)  
運輸安全委員会事務局

### 1. 職 種

- 船舶事故調査官又は地方事故調査官

[船舶事故の調査（証拠の収集等事実関係の調査、原因についての解析、再発防止策の検討、報告書の作成等）に従事します。]

### 2. 配 属 先

- 運輸安全委員会事務局（東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー15階）又は  
地方事務所（函館・仙台・横浜・神戸・広島・門司・長崎・那覇）

### 3. 待 遇

- 一般職の国家公務員 [専門行政職・課長補佐級]

(参考) 国家公務員の公募・中途採用FAQ (内閣人事局ホームページ)

[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/recruit/howto/pdf/koubo\\_faq.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/recruit/howto/pdf/koubo_faq.pdf)

### 4. 応募資格

以下の(1)の勤務経験があり、かつ(2)に該当する者

(1) 高等専門学校卒業後通算13年以上又は大学卒業後通算11年以上の間、船舶が関連する業務に常勤として勤務した経験のある者

(2) 次の①～④のいずれかに該当する者

① 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）の海技免許（船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和57年法律第39号）第2条の規定による改正前の船舶職員法（昭和26年法律第149号）第5条第1項に規定する甲種船長若しくは甲種機関長の免許又は船舶職員法の一部を改正する法律（平成14年法律第60号）による改正前の船舶職員法第5条第1項に規定する一級海技士（航海）若しくは一級海技士（機関）の免許を含む。以下同じ。）を受けた者

② 二級海技士（航海）又は二級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して6年以上である者

イ 次に掲げる船舶の船長、航海士、機関長又は機関士

(1) 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 第三種の従業制限を有する漁船

(3) 総トン数1000トン以上の船舶

③ 三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、前号イに掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して8年以上である者

- ④ ①～③に掲げるもののほか、ヒューマンファクター、気象その他事故等調査の適確な遂行のため必要な知見を有する者

5. 採用予定数

- 5名程度

6. 採用予定日

- 採用時期については相談に応じます

7. 応募方法

- 下記の書類等を提出願います。(メールまたは郵送。直接持参も可)

(1) 履歴書(市販のもの可 [【Word版】](#) [【PDF版】](#))。写真貼付)

(2) 前記4. の応募資格を証明するもの

(写し可。ただし、写しを提出した場合、2次選考において原本の提示を要する)

- 提出先(メールまたは郵送。直接持参も可)

(メール) [hqt-jtsb-bosyuu-syoku2023@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-jtsb-bosyuu-syoku2023@gxb.mlit.go.jp)

(郵送または直接持参) 運輸安全委員会事務局総務課人事係

所在地: 〒160-0004

東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー15階

**応募受付期間 令和5年6月30日(金)**

8. 選考方法

(1) 一次選考: 書類審査

(2) 二次選考: 論文試験(800字程度・60分/面接試験(人物等試験))

試験場所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー15階

試験日時 一次選考合格者に別途お知らせします。

※論文試験については、以下のどちらかを選択

・当委員会が用意したパソコンを使用し、Wordファイルを用いて作成

・論文用紙に手書き

(3) 合格通知: 二次選考後、速やかに本人あて通知

9. 給与

「一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という)」に基づき支給します。

基本給(※経歴、実務経験等に基づき採用時に決定します。)

280,700円 ~ 408,200円

地域手当 基本給と扶養手当の合計額に地域毎の支給割合を乗じた額を支給

東京20% 地方16%~0%

扶養手当 要件を満たす被扶養者について支給

通勤手当 実費（月額上限あり 原則6ヶ月毎に支給）

住居手当 賃貸の場合、家賃の一部（月額上限あり）

本府省業務調整手当 東京事務局勤務の場合に支給

超過勤務手当 実績分を翌月支給

期末手当・勤勉手当 6月・12月に支給

昇給 年1回（ただし、55歳以上の者は勤務成績等による）

※給与については、法律の改正等に伴い支給額や支給要件が変更される場合があります。

## 10. 勤務形態等

東京、仙台、横浜、広島の勤務時間

- (1)08:30~17:15、(2)08:45~17:30、(3)09:00~17:45、(4)09:15~18:00、  
(5)09:30~18:15 のいずれか

函館、神戸、門司、長崎、那覇の勤務時間 08:30~17:15

公 休 土日、国民の祝日、年末年始（12/29~1/3）

有給休暇 年20日（20日まで繰り越し可能 最大40日）

特別休暇 病気休暇、夏季休暇、忌引き、結婚、出産、育児、介護、看護休暇等

※事故等調査のため勤務時間外の業務（出張を含む）を行うことがあります。

転 勤 あり（前記「2. 配属先」の各官署間）

## 11. 福利厚生等

健康保険等 ……国家公務員共済組合に加入

定 年 65歳

退職金 あり（最低6ヶ月以上勤務した場合）

※勤務形態や福利厚生については、法律の改正等に伴い変更される場合があります。

## 12. そ の 他

- 応募書類は、合否の結果によらずお返しできません。
- 採用にあたっては、現在所属する会社等の同意書が必要となります。
- 次のいずれかに該当しないこと。
  - ① 日本国籍を有しない
  - ② 国家公務員法第38条の規定に該当（下記（ア）～（ウ））する者
    - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
    - （イ）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
    - （ウ）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

問い合わせ：運輸安全委員会事務局総務課人事係 浜西、藤記  
電話 03-5367-5025（内線121又は122）